

給水装置・公共下水道に関する届出

明日香村地域づくり課長 様

受付 No,	
-----------	--

明日香村上水道給水条例第 17 条及び明日香村下水道条例第 21 条の規程により、次のとおり届け出ます。

届出の目的	上水道	<input type="checkbox"/> 開 栓 <input type="checkbox"/> 閉 栓 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 新 規 ←給水装置工事申込を行い、新しくメーターを設置の場合
	下水道	<input type="checkbox"/> 再 開 <input type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 料金区分の変更 (<input type="checkbox"/> 上水のみ <input type="checkbox"/> 井戸併用 <input type="checkbox"/> 井戸のみ)
	住 所	〒 _____
	フリガナ	
届出者	氏 名	
	電 話 番 号	※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
	住 所	明日香村大字
	住 所	〒 _____
使用者 (<input type="checkbox"/> 届出者と同じ)	フリガナ	
	氏 名	
	電 話 番 号	※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
	住 所	
旧使用者 (<input type="checkbox"/> 届出者と同じ)	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	住 所	〒 _____
納付書送付先 (<input type="checkbox"/> 届出者住所) (<input type="checkbox"/> 水栓所在地)	フリガナ	
	氏 名	

※料金については毎月25日となり、日割計算は行っておりません。
 料金の口座引き落としのお手続きは、使用者番号をご確認頂き下記金融機関の窓口にてお申し込み下さい。
 お手続きをして頂いた場合でも事務処理上、初回ご請求分は納付書を送付させて頂く場合がございます。
 取扱金融機関 (南都銀行・奈良県農業協同組合・大和信用金庫・近畿2府4県に所在する郵便局)
 明日香村上水道給水条例及び明日香村上水道給水条例施行規程を定形約款とした契約内容になります。

地域づくり課記入欄														
使用者番号														
メーター番号														
メータ口径	<input type="checkbox"/> 13 <input type="checkbox"/> 20 <input type="checkbox"/> 25 <input type="checkbox"/> 40 <input type="checkbox"/> 50 <input type="checkbox"/> 75					指示数								
受付日	R	年		月		日	事務処理日	R	年		月	25	日	
備 考														
課 長	主 幹	課長補佐	係 長	課 員	受 付									